



日本スポーツ法学会事務局
〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-1-23 虎ノ門東宝ビル6F
堀法律事務所内
TEL : 03-6206-1022 FAX : 03-3500-1013
E-MAIL : japansportslaw.contact@gmail.com
発行人 : 伊東卓 編集人 : 岡村英祐

日本スポーツ 法学会 会報

Japan Sports Law Association

新会長挨拶 伊東 卓(弁護士)

昨年12月の当学会の総会で会長に選任されました。改めて、会員の皆様にご挨拶申し上げますとともに、今後の当学会の発展に向けて、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

スポーツ法という研究分野も、最近では広く世に知られるところとなりました。2011年にはスポーツ基本法が制定され、その後、スポーツ庁が発足し、スポーツ団体ガバナンス・コードが制定されました。そして、2019年にラグビーW杯、2021年に東京オリンピック・パラリンピック、2025年に世界陸上東京大会、デフリンピック東京大会が開催され、2026年には名古屋・愛知アジア大会が開催される予定となっており、大規模な国際大会が国内で次々と開催されています。

これに伴って、各競技の競技力も着実に向上しました。多くの選手が国内に限らず国際的舞台でも臆することなく挑戦して、活躍を続けています。同様に、スポーツ法の分野でも、若手を中心に、これらの活動を支える人材が増加したことは、大変喜ばしいことだと思います。

スポーツ選手の活躍が、私たちの心に大きな力を与えてくれることもしばしば起こります。それだけでなく、スポーツが国民の健康を増進して、豊かな生活を営むことに貢献し、若者に教育的効果を及ぼし、経済的効果を生み、地域を活性化させるなど、様々な価値と結びついています。このことは、スポーツ基本法でも触れられており、スポーツは現代社会においてより重要性を増していると言ってよいでしょう。

もっとも、現在のスポーツが様々な課題を抱えていることも、事実です。暴力・ハラスメントのみならず、ドーピング、不正操作といったスポーツの価値に大きな影響を及ぼす問題も根強く存在しています。政治的対立や差別がスポーツに影を落とす

という事態もしばしば起きています。女性アスリートに対する遺伝子検査など、性をめぐる問題はデリケートで難しい問題です。SNSにおける誹謗中傷や盗撮などに対しては、アスリートからその解決が求められています。また、パラスポーツでは、競技によっては組織的な立ち遅れも散見されます。私たちには、これらの課題をどうやって解決していくのかが、いま問われています。

もとより、スポーツの価値と言いますが、まずは、スポーツを行う人の権利利益が守られてこそ、初めてスポーツを行う人が光り輝くことができ、スポーツの価値が発揮されるのだと思います。しかし、そもそも、スポーツを行う人の権利利益とは、何でしょうか。スポーツ基本法には、「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」(同法第2条第1項)と記されていますが、そこにいる権利とはどのようなもののでしょうか。また、その憲法上の位置づけはいかなるもののでしょうか。まずは、この内実をはっきりと示すことが、今、改めて必要とされていると感じます。

この点を深く掘り下げることによって、スポーツを行う人の権利利益を守るために、今、欠けているものは何なのか、どのような仕組みが必要とされているのかが明らかになると思います。

当学会では、このスポーツ法の原点を改めて問い直し、そこからスポーツ法の現代的課題を探求し、我が国さらには国際スポーツのさらなる発展に寄与したいと考えます。

会員の皆様のさらなるご協力をどうぞよろしくお願いいたします。



第33回学会大会 報告：改正スポーツ基本法の検証 阿部 新治郎（弁護士）

日本スポーツ法学会第33回大会は、「改正スポーツ基本法の検証」をテーマとして、2025年12月6日に慶應義塾大学三田キャンパスで開催され、同年9月1日に施行された改正スポーツ基本法について、多角的な視点から検証が行われた。

午前中に5件の自由研究発表が行われ、総会を挟み、午後に学会大会が開催されたが、学会大会では、まず、改正されたスポーツ基本法の概要について、高橋駿会員（弁護士）と林拓弥会員（弁護士）が報告をした。本改正では、全面的な修正がなされており、各条項の主体（国、地方公共団体、スポーツ団体）が明確に区分されていることや、各規定が責任義務なのか努力義務なのかを区別することが改正法を考える上で重要な視点であると共有された。

次に、境田正樹会員（弁護士）による「改正スポーツ基本法成立の経緯」の基調講演がされ、棚村政行会長（早稲田大学名誉教授・弁護士）との対談が行われた。今回の改正は2011年の同法制定から14年を経て、超党派のスポーツ議員連盟主導による議員立法として進められ、日本スポーツ政策推進機構（NSPC）が主導的な役割を担ったことが報告されたが、棚村会長は、法律家から見てスポーツ権の具体的な権利保障や義務者が曖昧である旨を指摘し、熱のこもった議論が交わされた。

続けて、6件の個別報告によって多角的な視点から検証がされた。

1件目は、齋藤健司会員（筑波大学体育系教授）が「スポーツ団体の自主性と運営基盤の強化の視点から」として、改正法でスポーツ団体に運営基盤強化と健全運営の確保が努力義務として追加された点等について、小規模団体を含む曖昧なスポーツ団体の概念を前提として運営基盤の強化まで求めるのは、過度な要求となる懸念を指摘した。

2件目は、川井圭司会員（同志社大学政策学部教授）が「スポーツにおける安心・安全の確保と被災者総合支援制度」として、学校スポーツ事故補償制度に関する国際比較の結果を報告して日本の制度的課題を挙げ、当学会が提言した総合的支援制度の創設が改正法に反映されなかったことに言及した。

3件目は、八木由里会員（弁護士）が「スポーツとジェンダー平等・多様性の確保の視点から」として、改正法前文や基本

理念に多様性を尊重する文言が追加されたことは、女子カテゴリーの出場要件の議論における差別禁止と公正な競争条件の確保という国際的な利益衡量の基準と整合すると評価した。

4件目は、松本泰介会員（早稲田大学スポーツ科学学術院教授・弁護士）が「スポーツ団体運営におけるガバナンス強化の視点から」として、日本のガバナンス強化政策は、国際的なガバナンス強化の動向と比較し、コンプライアンス重視による組織内適正化に偏重しすぎているとして団体運営における生産性や効率化の視点の不足を指摘した。

5件目は、堀田裕二会員（弁護士）が「eスポーツを含む新しいスポーツとスポーツ基本法」として、eスポーツが改正基本法に初めて位置づけられた背景を解説し、eスポーツの推進には、心身の健康保持増進と安全確保に配慮した公正かつ適切な実施が求められることを指摘した。

6件目は、杉山翔一会員（弁護士）が「国際公法から得られるスポーツ基本法への示唆」として、改正法の暴力・ハラスメント防止は、国際人権法上の義務を果たす意思を示したものと積極的に評価すべきとして、条文中の「暴力」の文言は、単なる身体的暴力に限定されず、性的暴力、心理的暴力、差別、いじめ、ネグレクトを含む包括的な概念として広く解釈されるべきとの提言を挙げた上で、これを狭義に解釈した場合には条文の実効性を損なう懸念を指摘した。

以上の後、伊東卓会員（弁護士）がファシリテーターを務め、個別報告の登壇者全員がパネリストとして参加した活発なパネルディスカッションが展開された。本大会は、改正スポーツ基本法の検証を通じて、国際基準との整合性、スポーツ団体の自治と義務のバランス、スポーツ事故対策など、今後の政策議論において法律家が積極的に関与すべき多くの課題を浮き彫りにした。

委員会からのお知らせ

スポーツ事故判例研究専門委員会

林 拓弥（弁護士）

会員のみなさん、こんにちは。

我がスポーツ事故判例研究専門委員会では、①毎月の定例会における判例研究と②一年に数回の会員向け研究発表を2つの柱として活動を行っております。

昨年度の当委員会の研究発表の実績は、以下のとおりで

す。

(1) 落雷事故裁判例から学ぶ、スポーツ指導者の負う安全配慮義務(2025年8月18日開催)

報告者：阿部新治郎 会員、岡本共生 会員、林拓弥 会員

(2) スポーツ事故判例における各種補償と損益相殺(2026年1月28日開催)

報告者：川原佑基 会員(ほか、パネリストとして棚村政行教授、川井圭司 教授)

私は毎月の定例会にて、私自身が強い興味を有していた、部活動中の落雷事故の裁判例を題材にした、教員の注意義務の所在について発表いたしました。拙い発表であり、委員会では鋭い指摘を多数いただきましたが、「会員向けに発表する価値のある裁判例なので、ぜひ研究発表も行ってもらいたい」と合田委員長より後押しをいただき、他の会員から多大な助力を得ながら研究発表までこぎつけることができました。私のような未熟者であってもこうした研究発表の機会をいただき、とても貴重な経験となりました。

当委員会の活動への参加は随時受け付けております。若手会員の方でも、定例会で発表経験を積むことができ、また卓越した実績を持つ諸先生方から貴重なご意見をいただけますので、ぜひ興味のある方は、合田委員長(y.gohda@gohda-law.com)までご連絡いただけますと幸いです。

ダイバーシティ・インクルージョン推進研究専門委員会

新井 喜代加(松本大学人間健康学部スポーツ健康学科 准教授)

ダイバーシティ・インクルージョン推進研究専門委員会の目標は、①本学会の会員及び役員における女性比率の向上、男女共同参画やダイバーシティに対する理解及び意識の向上、若手実務家及び研究者の支援・育成、外国の学会等の関係機関との相互交流や会員の受け入れ促進、②性別、障がい、性的指向・性自認、国籍、エスニシティ、信条、年齢などに関わらず、本学会の構成員の誰もが、尊厳と多様な生き方や価値観を尊重され、各自の個性・能力・リーダーシップを発揮できるように努め、多様な英知を結集して、創造的な研究学術活動を展開すること、③学会からの発信や働きかけにより、ダイバーシティが尊重・推進される社会の構築に貢献すること、④国内および国際レベルのスポーツ組織・スポーツ関連組織におけるダイバーシティ・インクルージョンに関する研究、分析・知見の集積、⑤国内及び国際レベルでスポーツ団体に携わる女性研究者、実務家の増加、です。

これらの目標のもと、2025年度は活動計画を①アンケートの結果にもとづく望ましい役員選出方法を理事会に提案すること、②他学会の選挙制度の好事例やダイバーシティ取組事例の聴き取りをすること、③女性会員増員の方法を検討するためのデータ収集をすること、④学生向けコンテスト等、多様な次世代育成企画を引き続き検討し、実現すること、としましたが、本委員会の活動が停滞気味であったため、まだ結果を出していません。

このような2025年度の状況を踏まえ、2026年度は、①女性会員等獲得のための具体的取組や工夫に関する提案、②若手研究者支援の提案、③スポーツ界におけるD&Iに関する調査・研究報告、ができるよう、新メンバーと力を合わせ活動してまいります。

本委員会の活動に興味・関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひ、活動にご参加ください。

紛争解決機関研究専門委員会

関谷 綾子(弁護士)

紛争解決機関研究専門委員会は、国内外のスポーツ団体や仲裁機関が行った決定・仲裁判断その他の裁定を収集・研究すること、および紛争解決に携わる研究者・実務家の増加に資することを目標に活動しています。

具体的には、委員会での情報交換を行いつつ、スポーツ仲裁・調停の動向に関する定例研究会や他団体と連携した研究会などについて、年間を通じて企画しています。オリンピックの開催年には関連の仲裁判断例を扱うなど、時流に合わせたテーマを取り上げています。

過去3年間では、DSD ルールの有効性、JSAA 仲裁判断例(水球)、オリンピック関連仲裁、サッカー関連仲裁、調停の可能性、日本学生野球憲章の処分基準改正、アンチ・ドーピング規律処分の「教育の程度」の位置付けなど、国内外の多様なテーマを取り上げてきました。日本スポーツとジェンダー学会や公益社団法人日本仲裁人協会・国内調停委員会など他団体との連携も当委員会の特色です。

向こう3年間も同様の方針で、会員の皆様の研究の一助となる研究会を企画していきます。2026年は、①仲裁手続における仲裁人の技法ないし仲裁手続の基礎的論点をテーマとする研究会、及び②国内外の紛争解決機関・手続の横断的研究を予定しています。積極的なご参加をお待ちしております。

委員としての参加にご関心のある方も事務局を通じて委員長関谷までご連絡ください。

オリンピック・パラリンピック検討委員会

高松 政裕 (弁護士)

今年度より本委員会の委員長を務める高松と申します。

本委員会は、オリンピック・パラリンピックをはじめとするメカスポーツイベントに関連して生じる法的課題を、継続的かつ多角的に検討することを目的とする研究委員会です。

国際スポーツイベントをめぐる制度・実務は日々刻々と大きく変化しており、選手の権利保護、参加資格、インテグリティ、ガバナンス、紛争解決、人権保障等について、スポーツ法の観点から検討すべき課題はますます広がっています。

今年度は、近時のIOCによる女性カテゴリー保護に関する動向を踏まえ、女性カテゴリー保護政策と性別確認制度を最重点テーマとして取り上げる予定です。女子競技参加適格性、DSD・トランスジェンダー選手の取扱い、人権・プライバシーとの調整、国内外における紛争処理の在り方等について、専門家を招いた勉強会等を通じて継続的に検討する予定です。

また、愛知・名古屋で開催される第20回アジア競技大会についても、大会運営、参加資格、選手・役員の権利義務、競技団体のガバナンス、紛争対応、インテグリティ確保等の観点から、実施前後の課題整理とレビューを行うことを検討しております。

そのほか、オリンピックにおけるAI・データガバナンス、スポーツと政治的中立性、2027年WADAコード改訂、汚職防止、開催契約と人権保護、パラリンピックのクラシフィケーション等についても、優先順位を踏まえながら検討を進める予定です。

会員の皆様とともに実務的かつ理論的な議論を深めていきたいと考えております。多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。

マイオピニオン

スポーツ権の視点から考える部活動の地域展開とスポーツ推進委員の役割と課題

北島 信哉 (共栄大学国際経営学部准教授)

スポーツ庁が部活動の地域展開を進めている。この改革の中、私の出身中学校が閉校となった。学校が施設、人材の面から地域スポーツの中心的役割であった。当時から部活動は、

運動部、文化部が一つずつであり、近年は少子化の影響からチームスポーツが成り立たない状況であった。故郷を思い浮かべながら、スポーツ政策である部活動の地域展開が、地域にどのような影響を及ぼすのか。スポーツ基本法の前文では「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」としている。このスポーツ権は部活動の地域展開により保障されるのであろうか。

部活動の地域展開は、少子化、教員の働き改革への課題から、公立中学校等を対象に実施されている。この取組に対する課題は、地域での運動部活動の受け皿、指導体制の確保、施設問題、保護者の受益者負担、保険等が指摘されている(友添,2023)。また内海(2023)は、①教員の多忙化の原因分析を回避、②部活動による経済格差の拡がり、③事故の責任、④活動場所の確保、⑤指導者の確保を課題と指摘している。

全国の自治体は、地域のスポーツ資源(人的、物的、情報、財務)に目を向け、地域の実情に応じ対応している。そして、民間スポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブ、地域スポーツ団体等が運動部活動の受け皿として想定されている(友添2023)。一方、このような部活動の受け皿となるスポーツ組織が十分に存在しない地域もあり、スポーツ環境の格差が懸念される。

全国では、私立学校が株式会社を設立し、受け皿としてのスポーツクラブを法人化し、活動に賛同するスポンサー企業を集め運営する取組等の事例が報告されている。しかしながら、多くの自治体において、この改革に向けた課題は多い。スポーツ資源の地域差がある中、生徒のスポーツ環境を充実させるために何が必要であろうか。自治体に共通するスポーツ資源は何であろうか。

その一つが、スポーツ推進委員という人的資源である。昭和32年、文部事務次官通達から「体育指導員制度」が発足したのである。昭和36年のスポーツ振興法第19条により体育指導員として法的に位置づけられ、スポーツ基本法では、「スポーツ推進委員」と規定されている。

ここでは、全国の自治体に委嘱されているスポーツ推進委員の役割に着目する。スポーツ基本法第32条により、全国の自治体にスポーツ推進委員が委嘱され、スポーツ指導、イベント企画等、地域のスポーツ推進を担う活動が実践されている。現状は、地域のスポーツイベントの運営、指導を休日等実施している。部活動の地域展開は、土日の活動から展開し、その後平日も地域で行う方針が示されているため、平日も活動できるスポーツ推進委員の確保という課題があるであろう。

指導場面では、内海(2023)は、地域移行された場合の指

導者における保険適用を課題としている。そして、これまでと同様に事故防止、リスクマネジメントが求められ、研修等も必要となるであろう。また学校教育課程外の教育として実践された運動部活動の中で、人間的成長に伴う上での情報を学校現場から地域に引き継ぐ事は、個人情報保護の観点から法的課題となるであろう。

スポーツ推進委員について、鶴田(2023)は、地域クラブ活動は、従来の学校に代わる組織が必要であるため、総合型地域スポーツクラブのような定期的な活動を実施していないスポーツ推進委員が、運動部活動の地域移行の受け皿となる事は難しい。しかしながら、部活動の地域展開におけるスポーツ推進委員は、この改革に伴う協議会の参加、協議会の推進役を担う事が必要と述べている。

また、学校との連絡調整、マネジメント、指導から「地域スポーツクラブ活動や地域スポーツを中核的に支えること」、また地域の実情を把握していることから、リーダーシップの発揮が求められると指摘している(友添,2023, pp.14)。そして、諸外国と日本の施設の設置状況に関する問題を指摘しながら、現場のスポーツ指導の立場から「どのような財政的支援が必要なのか」について発信する事が必要と述べている(神谷,2023, pp.17)。

このような各自治体に委嘱されているスポーツ推進委員の役割、課題を検討しながら、部活動に関わるステークホルダーが地域のスポーツ資源をどのように活用するかを継続的に協議する場が必要であろう。その上で、スポーツ基本法第32条の「スポーツの推進のための事業の実施」を担うスポーツ推進委員の新たな可能性を検討すべきであろう。

部活動の地域展開から、地域における豊かなスポーツ生活を目指す上で、スポーツ推進委員が、地域の歴史、資源、魅力、課題から、「地域」とは何か。「運動」「スポーツ」とは何か。という問いに改めて向き合う時なのかもしれない。

引用・参考文献

- 日本スポーツ法学会(2011) スポーツ基本法. 日本スポーツ法学会編 詳解スポーツ基本法, 株式会社成文堂, pp.329-335.
- スポーツ庁, 部活動改革ポータルサイト ～子供たちのスポーツ活動の充実に向けた未来への挑戦～, https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm (参照日: 2026年4月9日)
- 友添秀則(2023) 運動部活動改革とこれから求められる地域スポーツクラブ<運動部>活動. 友添秀則編著 運動部活動から地域スポーツクラブ活動へ-新しいプロカンのビジョンとミッション-, 株式会社大修館書店, pp.9-12.
- 内海和雄(2023) 部活動の地域移行を考える. 広島経済大学研究論集第46巻第1号:1-15.
- 長野日大ラボ株式会社, 部活動地域移行支援, <https://nagano-nichidai-lab.co.jp/service/club-activitysupport/>, (参照日: 2026年4月9日)
- 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合, スポーツ推進委員の制度と役割 <https://zentaishi.com/wp2/about-community-sport-leaders/> (参照日: 2026年4月9日)
- 鶴田安秀(2023) 運動部活動の地域移行に関わるスポーツ推進委員の本気度. 公益

- 社団法人全国スポーツ推進委員連合編 機関誌「みんなのスポーツ」第45巻第6号, 日本体育社, pp.11.
- 友添秀則(2023) 運動部活動改革と「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」をめぐって. 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合編 機関誌「みんなのスポーツ」第45巻第6号, 日本体育社, pp.12-14.
- 神谷拓(2023) なぜ運動部活動の地域移行は失敗するのか—スポーツ推進委員に期待されること—. 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合編 機関誌「みんなのスポーツ」第45巻第6号, 日本体育社, pp.15-17.
- 鈴木モモ子(2023) 学校スポーツと法. 新井喜代加・武田丈太郎編 はじめて学ぶスポーツと法, 株式会社みらい, pp.117-128.

現代スポーツ考

—改めて「スポーツとは何か?」を考える—

清野 宏樹(桃山学院大学 准教授)

2025年(令和7年)6月、スポーツ基本法が改正された。改正スポーツ基本法では、「スポーツの価値」の再定義をはじめ、NO！スポハラ、公正性・ドーピング対策の強化などが新しく規定され、刷新感が少し見られる。しかしながら、前文において「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」と明記しながらも、その後に「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と記し、「スポーツとは何か?」について、依然として手段的な考え方の域を抜け出していない。

今の時代、「スポーツとは何か?」を定義することは甚だ困難である。eスポーツの台頭やチェス、麻雀をスポーツとする見方もあるなど、「スポーツとは何か?」を概念づけることは容易ではない。友添秀則は『現代スポーツ評論』第42号(2020)の中で、スポーツの概念を明確にし、それを精確に定義することは、人々によってスポーツと呼称される事態がダイナミックに日々変容するスポーツが隆盛の時代に、極めて難しいと述べている(友添、2020、p.9)。

そのことは、既に佐伯聰夫が言い当てていたことでもある。佐伯は『【最新】スポーツ大事典』(1987)で、「sports」とは、広義には、楽しみや健康を求めて自発的に行われる運動を言い、狭義には、競争をとして行われる運動を意味すると記している。さらに、その意味・内容は、固定的なものではなく、時代や社会の慣習によって変化してきたという。したがって、日常的な用語としてのスポーツは、この言葉を使う人々の生活習慣と関連して多義的であり、必ずしも身体活動に限定されないことはもちろん、ある人々は競争の意味を重視し、他の人々は気晴らしの意味を重視するということに、多様な使われ方をしてきたという。さらに、イギリスのスポーツ史家であり、スポーツ社会学者のマッキントッシュは、スポーツがあまりにも広

く、かつ深く人間の生活と関り合っているので、スポーツ活動を定義づけし、限定することは困難であると指摘する。そのため、現代社会におけるスポーツ論は、スポーツそのものの多様化を反映して、スポーツ論自体も多様であるという。さらに、佐伯は、スポーツの分類においても、その基準について何を根拠とするかによって多様な分類法があると述べている（佐伯、1987、pp. 521 - 524）。

先述したスポーツ基本法は、2011年（平成23年）6月24日に公布され、同年8月24日から施行された。奇しくも、同じ年の7月15日に、創立100周年を迎えた日本体育協会と日本オリンピック委員会は、その記念式典において『スポーツ宣言日本—二十一世紀におけるスポーツの使命—』を公表し、その前文で「スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。」と定義した。さらに「スポーツの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる」と高らかに宣言した。それは、自発的にスポーツに親しむことこそが人々にとって大切なこととして尊ばれ、結果として副次的・手段的な意義や価値が実現されることを意味した。スポーツの目的的な価値や真の理解が進みだしたと思われた。ところが、それから14年も経過していたにもかかわらず、上述の改正スポーツ基本法には、その理念が取り込まれなかった。つまり、日本におけるスポーツへの理解や関心もその程度のことであったことを物語っていた。それは、スポーツの力を無力化したに等しい。まことに残念である。

そのように考えると、スポーツの捉え方なり、考え方をいつまでも国や政府に任せるのではなく、スポーツ活動を楽しむ市民こそが、その根本を問うて、自発的に回答を見出していくべきではないかと思う。政治家、研究者、体育教師、コーチ等がどのように言っているかではなく、当事者自身が考えていくべきである。スポーツを楽しみ、実践しながら、誰かが決めてくれるのではなく、自分で決める。スポーツを愛（アモーレ）するが故に、その問いと自発的な答えの選択、そして豊かな未来をわれわれ一人ひとりが考えていかなければいけない。そのことが、実は「スポーツとは何か？」を考えることそのものなのである。

【引用・参考文献】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会（2011）「スポーツ宣言日本—二十一世紀におけるスポーツの使命—」<https://www.joc.or.jp/about/sengen/>（2026年3月30日検索）。
- 佐伯聰夫（1987）「スポーツ sports」、日本体育協会（監修）岸野雄三（編集）『【最新】スポーツ大事典』、大修館書店。
- スポーツ庁（2025）「スポーツ基本法について」https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1371905.htm（2026年3月22日検索）。
- 友添秀則（2020）「『スポーツ』と『体育』を考えるために」、『現代スポーツ評論』42:8 - 17。

インドにおけるスポーツ振興の新展開 - 国際大会誘致と地域的展開の視点から -

藤井 元基（同志社大学総合政策科学研究科）

2026年3月上旬、約2週間にわたりインド東部のオディシャ州の州都であるブバネーシュワルにおいて、学生ゼミによるフィールドワークを実施した。ブバネーシュワルがあるインド東部は、風光明媚で比較的穏やかな地域である。また、経済基盤は稲作を中心とする第一次産業に頼っている。一方で、インド西部に位置するムンバイやチェンナイといった大都市は、インド経済の中核を担っており、日本企業や多くの外資系企業が進出する拠点であり、スポーツインフラの整備も進展している。これらの大都市では、国内外の大規模スポーツイベントが開催されており、特に国民的人気を誇るクリケットにおいては、国際大会やプロリーグであるIPL（Indian Premier League）が盛況を博している。

しかしながら、今回の訪れたブバネーシュワルにおいても、近年、スポーツ振興の動きが顕著に見られる。実際に国際的なビーチバレーボール大会である「FIVBビーチプロチャレンジ2026」が私たちの滞在中に開催されるなど、これまで大規模スポーツイベントとは無縁と考えられてきた地域においても、国際大会の誘致や開催が進められている。このような動きは、インド政府および州政府が“スポーツを国家戦略の一環”として位置付け、近年、本格的に取り組み始めたことを示唆している。

さらに、今後の展望として2028年には世界室内陸上競技選手権の開催が予定されており、同年には世界U20陸上選手権の開催も計画されている。また、2030年のコモンウェルスゲームズや2031年の世界陸上選手権への立候補も行われており、国際スポーツイベントの誘致を通じて、国家の対外的プレゼンスの向上が図られている。これまでインドは「クリケット偏重」のスポーツ構造を有し、「スポーツ国家」としての認知は限定的であったが、近年の一連の動向を踏まえると多様な競技においてマイナー競技と言われる競技が存在感を高める転換期にあると言える。

以上のように、地域間格差を内包しつつもインドにおけるスポーツ環境は、着実に変化しており、特にブバネーシュワルを代表とする地方都市における国際大会の開催は、スポーツを通じた地域開発および社会的包摂の観点からも重要な意義を有する。本稿は、こうした動向を踏まえ、インドにおけるスポーツ振興の新たな局面を検討するものである。

参考資料

1. Government of India Ministry of Youth Affairs and Sports Department, (2016) Final- Operational Guidelines for Khelo India Dated 26.05.2016, (Retrieved on March 17th, 2026, <https://dbtyas-sports.gov.in/>).
2. Volleyball World Homepage (n.d.) (Retrieved on March 17th 2026, <https://en.volleyballworld.com/beachvolleyball/competitions/beach-pro-tour/2026/challenge/bhubaneswar-ind/>).
3. Khelo India (n.d.). About Khelo India (Retrieved April 1th, 2026, <https://web.kheloindia.gov.in/>).
4. India to host 2028 World Indoor Athletics Championships in Bhubaneswar, (2026) (Retrieved on April 10th, 2026, <https://www.hindustantimes.com/sports/others/india-to-host-2028-world-indoor-athletics-championships-in-bhubaneswar-101773969332431.html>).

「これで防げる!学校体育・スポーツ事故」 第9回シンポジウムに向けた宮崎現地視察報告

三輪 渉 (弁護士)

「これで防げる!学校体育・スポーツ事故」シンポジウムシリーズは、教育現場で繰り返される体育・スポーツ事故を防止すべく、2017年の第1回以来、本学会が共催団体として、スポーツ庁や独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法人日本中学校体育連盟などの後援・協力を受けながら、医師・弁護士・研究者・技術士など各分野の専門家が連携し、ゴールポスト転倒から熱中症まで多岐にわたる事故をテーマに、科学的エビデンスに基づく具体的な防止策を提言し続けてきた。今夏7月18日、横浜にてハイブリッド開催予定の第9回のテーマは「落雷事故防止」である。

約2年前、鵬翔高校サッカー部が宮崎産業経営大学のグラウンドで練習試合中に落雷被害を受けるという痛ましい事故が発生した。決定権限者の曖昧さや対応基準の不備が問題として浮き上がり、JFAがガイドラインを改訂する契機ともなった。

今回の視察実現には個人的な縁が働いた。私の修習地が宮崎県であったこと、そして同大学OB会の理事長が宮崎県弁護士会サッカー部でお世話になった先生であったことから、大学側との橋渡しをいただいた。

4月17日、当学会からは、阿部・松原・多賀・柴田・五十嵐・鶴田・私の7名が参加し、現地を訪問した。視察当日の天候は、事故発生時と似た曇り空で、「雲が多いな」という程度の空模様であった。それでも現場では落雷リスクが現実のものであったと聞き、判断を迫られる指導者の難しさを改めて実感した。

見学した最新鋭の避雷針は「早期ストリーマ放射型(ESE型)」と呼ばれる方式で、雷雲接近時に針先から上向き放電をいち早く放射して落雷を引き付け、通常型より広範囲を保護で

きるとされる。施設管理側の運用基準や各競技団体ガイドラインとの整合性、緊急時対応計画(EAP)における位置づけについても詳細なヒアリングを行った。

視察後は、修習時代にサーフィンで通った青島・鵜戸神宮・飫肥城・宮崎神宮を巡り、宮崎牛・チキン南蛮・宮崎うどん(やわらかいのが特徴)といった郷土料理に舌鼓を打ちながら議論と親睦を深めた。

この視察の知見はシンポジウムにて報告予定である。科学・法律・現場運用の三位一体で「明日から使える提言」を目指す7月18日の第9回シンポジウムにぜひご期待いただきたい。



「大学連盟における裁定実務について」

藤村 和正 (弁護士)

1 はじめに

平素より会員の皆様よりご指導を賜りまして、本紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

僭越ではございますが、私が経験した大学連盟における裁定業務を通じて、個人的に、裁定業務において重要であると思うことについて述べさせていただきます。

2 処分権限、根拠規定の確認

私が経験した裁定業務は、地方単位の大学連盟に加入していた大学(チーム)で不祥事が発生し、当該チームの処分の有無、内容を検討するというものです。

まずは、当該連盟の裁定に関する規定や規約を確認し、裁定(処分)の手続や流れを確認する必要があります。例えば、処分の内容によっては、その連盟よりも上位の連盟や協会にしか処分権限が付与されていないといった事も、規約上、あり得ると思いますので、処分権限・委任の有無について規約や規定を正確に把握する必要があります。

手続面については、連盟の規模等によっては裁定手続きに

関する規定等が十分に整備されていないこともあるかと思いますが、そのような場合には、行政手続法が参考になると思います。

規約や規定を確認した結果、そもそも、処分の根拠規定や処分権限が存在しないという場合には、罪刑法定主義的な観点や適正手続の厳守の観点からも、当該連盟は、当該チーム等に対して、処分をなし得ないという考え方も十分にあり得ると思います。そのため、スポーツ団体として、裁定に関する規定等を整備しておくことはやはり重要であるといえます。

3 事実認定

処分の有無・内容を決める前提として、根拠規定や手続規定の確認とともに、事実関係を把握し整理するという作業は必須になります。事実認定の手法は民事事実認定の原理・原則に倣うことになると思います。例えば、裁定委員会と当該チームの認識が一致している事実（争いのない事実）、信用性の高い書証に記載された事実、当該チームが自認している事実を、いわゆる「動かし難い事実」として、事実認定を行うことになると思います。裁定委員会は、当然、強制力は有していませんから、アクセスしたい情報（人・物）に必ずしもアクセスできるとは限りません。当該チームから聴き取りを行うにしても、どこで（大学の施設を利用できるのか）、誰に（部員全員か、一部だけか、スタッフだけか）、どのような方法で（アンケート用紙を配布する方式か、直接ヒアリングを行う方式か）という点は、裁定委員会において検討し、当該チームとも事前に十分に協議をしたうえで、行う必要があります。

このような聴き取りにより得た情報も参考にしながら、事実認定を行います。事実認定は処分の有無・内容を決める裁定業務の土台、肝となる重要な部分ですので、この事実認定は細心の注意を払って行うべきです。個人的な見解としては、いわゆる「推認」を多用するような事実認定の手法は、処分の有無・内容といった最終的な結論の説得力の欠如という形で影響を与えていると思います。

4 迅速性

ところで、スポーツに関わる裁定業務は迅速性が非常に重要であることは言うまでもありません。長期間、当該チームや選手を不安定な地位に置くことは、それ自体で競技のパフォーマンスに影響を及ぼし得る懸念があります。適正手続厳守の観点からは、処分の有無が確定していない間に出場停止等を科す事は、そのような規定が予め存在する場合を除いて、問題があると考えられます。

5 守秘義務の徹底

裁定に係る協議内容については、外部に漏れることがない

ように細心の注意を払う必要があります。裁定委員の中にはこのような守秘義務を理解していない人もいるかもしれませんので、裁定業務を開始するに際して、誓約書等を用意し周知することも効果的だと思います。

6 スポーツ団体における裁定委員会に弁護士が加わることの意義

大学連盟の裁定委員会を構成する者が全員弁護士であるということは珍しいのではないかと思います。むしろ、裁定委員のほとんどが各大学の指導者や教授で構成されており、裁定委員の中に弁護士が一人ということも珍しくないと思います。そのような場合こそ、法的思考能力を有する者として、処分根拠規定の確認、事実認定の手法、守秘義務の徹底等について、基本的な考え方を示し議論を整理する役割を果たすべきといえます。私見ではありますが、裁定という業務は平穩に進むということではなく、時には、当該チームから苦情を頂く場合もあり得ますし、何かしら思いもよらないトラブルが発生することもあり、その都度、迅速かつ適切な対応が求められます。

裁定業務は、日頃の弁護士業務で培った技術・経験をスポーツ界で発揮できるという意味で、非常にやりがいのある業務であると個人的には感じております。

パロマ瑞穂スタジアムが新しく生まれ変わりました！

森田 侑実重（弁護士）

名古屋市瑞穂区にあるパロマ瑞穂スタジアムは、この秋に開催される「アジア競技大会」及び「アジアパラ競技大会」のメイン会場となるスタジアムです。

2026年3月14日、私は、4月22日のリニューアルに先駆けて行われた見学会に参加し、完成間近の施設を実際に見学してきました。

スタジアムに入ってまず目を引いたのが、観客席のデザインです。座席は人が少ないときでも寂しい印象にならないよう、最近のスタジアムでよく採用されているまだら模様の配置になっています。配色にも工夫があり、中央部分を赤、上下を灰色にすることで、スタンド全体で「日の丸」をイメージしたデザインになっているそうで、とても印象的でした。

競技トラックは、国際規格に合わせて整備されており、日本陸上競技選手権大会やアジア競技大会のような本格的な陸上競技の大会開催も想定されています。

また、当日は見学可能な場所に含まれていなかったため、直接見ることはできませんでしたが、以前はメインスタンド下に設

置されていた3レーンの雨天練習用走路が、6レーンへと拡張され、バックスタンド下に移設されたことで、より選手に優しい仕様となったとの説明もありました。

そして、このスタジアムの魅力は、トップアスリートのためだけの施設ではない点にもあります。

スタジアム内には一周約600メートルの屋内コンコースが整備されており、イベントがない日には、誰もがランニングやウォーキングを楽しむことができます。また、このコンコースは屋外のルートとシームレスにつながっており、双方を組み合わせることで、約1キロメートルの周回コースとして利用できる設計になっています。

さらに、スタジアム周辺の公園や遊歩道についても、各種遊具の整備や芝生の整備、様々な木の植樹等により大規模にリニューアルされたことで、地域の人々やスタジアムを訪れた人々にとって、より気軽に運動を楽しめる憩いの場となりました。スタジアムから少し足を延ばすと桜の名所である山崎川があり、見学時には春の訪れを感じることもできました。

アジア大会や陸上競技大会、Jリーグの試合等、観戦予定のある方におかれましては、この新しく生まれ変わったスタジアムで、競技観戦のみではなく、ランニングやウォーキングをも楽しんでみてはいかがでしょうか。



長距離独特の法的リスクについて思うこと

下迫田 啓太 (弁護士)

私は中学から大学院まで陸上部に所属し、主に長距離を専門としてきました。大学時代には、チームメイトに恵まれたこともあり、京大として41年ぶりの全日本大学駅伝への出場など、たくさんの思い出ができました。

当時は競技に関する法的リスクについてあまり考えていませんでしたが、スポーツ法に関わるようになった今の視点で当時

を振り返ると、陸上部の長距離チームの活動には様々な危うい場面が潜んでいたことに気づかされます。

例えば、河川敷での距離走（強度の高いジョグ）を終えてグラウンドに戻る途中、後輩の1人が熱中症になり道端で倒れたことがありました。駅前での出来事だったので、近くにいた一般の方がすぐに救急車を呼んでくれましたが、人通りの少ない場所だったら対応が遅れていた可能性もありました（もちろん練習中はスマホを持っていません）。また、大学近くの山の中（林道や登山道）を走る練習もよくやっていたのですが、練習中に捻挫した選手も何人かいました。山の中には街灯はありませんし、もし「下山」が遅くなれば遭難のリスクもあり得たと思います。他にも、公道でのジョグ中の交通事故や一般歩行者との接触、河川敷でのジョグ中の落雷リスクなど、様々な危険が潜んでいたと感じます。

これらのヒヤリハット事例の背景には、日常的にグラウンド外で練習をする（しかも個人の自主性・裁量が大きく、1人で練習することもよくある）という長距離独特の性質があると思います。組織としてのリスク管理やガバナンスという観点からは、不十分な部分もあったと言わざるを得ないのかもしれない。

他方で、長距離走は自分自身の体と真摯に向き合うことが重要であり、必然的に日々の練習内容・練習方法は選手ごとに変化ってくるものです。私自身も、選手個人の自主性・裁量を重んじるという環境の中で、心身ともに育ててもらったと感じています。リスク管理・ガバナンスが声高に叫ばれる時代において難しい問題だと感じますが、少しでも良い方法を模索できればと考えています。

なお、私の周りには、今でも様々な形で体を動かしている友人が多くいます。特に目的や目標がなくとも、言わば生活（人生）の一部として、日々のジョグなどを続けている人が多いような印象です。これも学生時代に叩き込まれた自主性・自己管理の延長なのではないかと思ったりもします。私自身は登山にハマっています。今年もたくさん山に登りたいです。



新入会員 自己紹介



畔柳 理恵 会員
(弁護士)

畔柳理恵です(東京弁護士会・78期)。一般企業を経てスポーツ業界で働き、今年、弁護士になりました。これまで、名古屋グランパス(ファンクラブ・プロモーション)、クロススポーツマーケティング(3人制バスケットボールリーグ設立、ゼビオアリーナ仙台のマネジメント等)、バスケットとラグビーの選手会、川崎ブレイブサンダース広報部長、B.LEAGUE 広報(社会貢献活動「B.Hope」やリーグ構造改革「B.革新」の広報、チャーマン取材対応等)など、マーケティング、広報、組織運営に携わってきました。実務経験を活かしてスポーツ法に取り組みたいと考えています。



小野 愛菜 会員
(弁護士)

弁護士の小野愛菜(第一東京弁護士会、68期)と申します。小学生の頃に友人に誘われて始めたサッカーに魅了され、現在に至るまで続けております。スポーツへの恩返し思いから、他分野の業務に加え、スポーツ法務を専門としております。本学会を通じて研鑽を深め、スポーツ界の発展に微力ながら貢献できればと存じますので、今後ともご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。



遠藤 愛 会員
(東京経済大学全学共通教育センター教授)

東京経済大の遠藤愛と申します。私はスポーツコーチングを専門としておりましたが、縁あって2023年度から日本テニス協会のコンプライアンスに関わることとなりました。様々な案件と向き合う中でスポーツにおけるガバナンス、コンプライアンスについての学びを深めたいと考え、スポーツ法学会に入会させていただきました。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

隈元 利佳 会員
(関西大学法学部准教授)

関西大学法学部准教授の隈元利佳(くまもと리카)と申します。中学・高校時代は弓道に打ち込みました。バレーボール観戦も好きです。私は、研究者としてのキャリアを肖像権・パブリシティ権のフランス法との比較による検討から始めました。その後、スポーツ選手の肖像利用やスポンサーシップについて考えるうちに、スポーツ法全体に関心を持ち、本学会に入会させていただきました。これからどうぞよろしくお願いいたします。



岡部 季枝 会員
(司法修習生)

79期司法修習生の岡部季枝と申します。4歳から法科大学院修了までフィギュアスケートに取り組んできました。競技に長く関わる中で、スポーツと法の関わりに関心を持つようになりました。今後どのような分野の実務に携わることになるとしても、その一分野としてスポーツに関わり、法的側面から選手や競技団体を支えることができればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。



黒田 佳祐 会員
(沖縄国際大学法学部講師)

沖縄国際大学法学部講師の黒田佳祐と申します。私はこれまで約20年間陸上競技に取り組んでまいりました(大学・大学院での競技歴は約8年半、専門は400mハードルです)。現在は保険法を中心とする商法分野を研究しております。スポーツ法学についてはこれまで本格的に学んだ経験はございませんが、本学会での活動を通じてスポーツ法についても学びを深めていきたいと考えております。会員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。



桑原 彰子 会員
(弁護士)

弁護士の桑原彰子と申します(大阪弁護士会・73期)。
中学から大学までアーチェリー部に所属しており、その経験からマイナースポーツの発展やスポーツ団体のコンプライアンス体制の向上といった課題に関心があります。この度、より専門的な知見を得るべく、本学会に入会いたしました。本学会での活動を通じて、スポーツ法分野への理解を深めていきたいと考えております。ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



鈴木 康生 会員
(司法修習生)

この度日本スポーツ法学会に入会させていただきました、79期司法修習生の鈴木康生と申します。

市立船橋高校サッカー部出身です。主な実績は、サッカーでは全国大会ベスト8や国際大会出場等で、フットサルでも全国大会に出場させていただいたことがあります。

これまでスポーツに大変お世話になったことから、法曹という立場でスポーツ界に携わることで恩返しをしていきたいと考えております。これから何卒よろしくお願いいたします。



坂口 頂哉 会員
(司法修習生)

79期司法修習生(名古屋配属)の坂口頂哉と申します。

愛知県出身で高校時代はプロ野球選手を目指して中京大中京の硬式野球部にて白球を追いかけておりました。WBCで好投した高橋宏斗投手の2個上の代にあたり、最後の夏に高橋投手(当時1年生)と投手リレーをしたことは良い思い出です。

慶應ロー・スポーツ法の講義にて、高松政裕先生や石原遥平先生、八木由里先生、馬淵雄紀先生らのお話を伺い、本学会への入会を決意いたしました。

直近では、修習地との関係で愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会に興味があり、運営等を何らかの形で見させていただく機会を探しております。スポーツ界への貢献の仕方を広く模索しております。何卒よろしくお願いいたします。



平 龍大 会員
(弁護士)

弁護士の平龍大(70期・第二東京弁護士会)と申します。
長らく競泳に打ち込み(専門は自由形・バタフライ)、出身の中央大学では研究室ではなく体育連盟水泳部に所属し、日本選手権等に出場しておりました。現在は当時鍛えた胸筋の厚みがお腹に移動しましたが、代わりに各統括団体・中央競技団体、スポーツビジネス企業等のサポートを通じてスポーツに携わっております。どうぞよろしくお願いいたします。



佐竹 勇祐 会員
(弁護士)

神奈川県弁護士会に所属(74期)しております、弁護士の佐竹勇祐と申します。

学生時代から現在までサッカーを継続しており、現在は、全国法曹サッカー大会に積極的に参加しています。

他にも趣味としてバスケットボールやゴルフ等も行っております。

弁護士としての業務は、保険会社を中心とした事故の処理について多く携わっており、スポーツにおける事故等の領域も学んでいきたいと考え入会いたしましたので、何卒、宜しくお願いいたします。



牧野 洋逸 会員
(弁護士)

愛知県弁護士会所属の牧野洋逸(まきのよういち)と申します。

スポーツ歴は軟式テニスや陸上などです。小学生の頃から慣れ親しんだ、名古屋市瑞穂公園陸上競技場(パロマ瑞穂スタジアム)が建て替えられ、今年4月にオープンしました。私の事務所はこの競技場から比較的近く、時々その周辺を散歩しています。9月にはアジア競技大会のメイン会場となり、私もプロボノ弁護士として参加する予定です。微力ながらスポーツの環境作りに貢献していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2026年度夏期合同研究会のお知らせ

◆開催日時

2026年7月11日(土)

13時00分 受付開始

13時30分～17時00分 研究会(報告、パネルディスカッション)

17時15分頃～ 情報交換会(会場：奈良女子大学S棟ラウンジ) 会費5,000円

◆開催場所

〒630-8506 奈良県奈良市北魚屋西町

奈良女子大学 文学系S棟ダイダンホール(S235)

(近鉄奈良駅下車・1番出口から徒歩約5分)

※近鉄奈良駅が最寄り駅です

(<https://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/access/map/>)

◆申込方法

以下のGoogleフォームから事前申込み

(締切7/7(火)、情報交換会申込については締切6/30(火))

<https://forms.gle/cLxmrrkk3st4bDPz5>

◆開催方法

オンライン配信によるハイブリット開催(積極的な現地参加をお待ちしています)

◆全体テーマ

「盗撮・違法投稿によるスポーツ権侵害への対抗策—スマホ・AI・SNS時代の実態を踏まえて」

◆企画趣旨

近年、スマートフォンの高性能化、SNSの即時拡散性、生成AI技術の急速な普及などにより、スポーツ現場における「盗撮」「違法投稿」といわれる問題は、質・量ともに新たな段階へと移行しています。SNSは、スポーツ団体の規模や経済力の大小に関係なく、活動の認知度の向上を図る有用なツールとなっている一方、トップアスリートだけではなく、学生レベルやグラスルーツレベルのスポーツにおける何気ない日々のトレーニングの様子さえも、容易に切り取られ、スポーツに関わる個人の尊厳を蔑ろにするような不当な意図で加工され、拡散されることを可能にする側面があります。競技者の人格権・肖像権などの重要な権利・利益が侵害される状況は、かねてより問題視されてきたアスリートの「盗撮」ととどまらず、性的ディープフェイクに該当する「違法投稿」

という形でも、深刻化、複雑化していると言えます。

このような状況は、競技運営の秩序やスポーツに関わる者の安全性を脅かすものであり、スポーツを支えるべき競技団体や、国・地方公共団体は、この種の問題に対するスポーツ活動の持つ構造的リスクや脆弱性を自覚しつつ、スポーツ界の健全な発展を実現するために、日々具体的な対策を強化し、アップデートを重ねていく必要に迫られている状況にあります。

本研究会では、スポーツ界における「盗撮」や「違法投稿」の問題への対応状況を振り返りつつ、スマホ・AI・SNS時代におけるスポーツ権侵害の実態を多角的に検討し、それらにより生じる法的・倫理的・技術的な諸課題を検討・整理するとともに、今後の対策のあり方について考察を深める機会としたいと考えています。

◆プログラム※敬称略

開催挨拶(13時30分～13時40分)

伊東卓 会長

報告(13時40分～15時40分 予定)

工藤洋治氏(弁護士): 日本陸上競技連盟 法制委員会委員(副委員長)

「アスリートの撮影・投稿被害への対応の実情と法的課題」

高森雅和氏(株式会社 Japan Nexus Intelligence 代表取締役): ミラノ・コルティナ五輪パラ・SNS誹謗中傷モニタリング業務受託事業者

「誹謗中傷モニタリングについて」

小林聖子氏(弁護士): 日本陸上競技連盟理事、大阪国際大学非常勤講師

特別協力: 福田康弘氏(前大阪国際大学女子バレーボール部監督/東レアローズ滋賀 チーフコーチ)

「スポーツの現場における性的ディープフェイク被害の実態」

隈元利佳氏(関西大学准教授): 肖像権・パブリシティ権、フランス法研究者

「フランスにおける性的ディープフェイクの刑事規制—民事上の人格権保護との関係を踏まえて」

シンポジウム(15時50分～16時30分 予定)

[シンポジスト]

工藤洋治氏(弁護士、日本陸上競技連盟 法制委員会委員(副委員長))

隈元利佳氏（関西大学准教授）

小林聖子氏（弁護士、日本陸上競技連盟理事）

高森雅和氏（株式会社 Japan Nexus Intelligence 代表取締役）

〔ファシリテーター〕

石上敬子氏（近畿大学准教授）

質疑応答（16時30分～16時50分 予定）

閉会挨拶（16時50分）

川井圭司 副会長

◆大会参加費

会員無料、非会員1,000円

◆情報交換会

奈良女子大学S棟1階ラウンジにて17時15分頃～2時間程度予定。

会費5,000円。

詳細は当学会のメーリングリストにてご案内済みのプログラムないし当学会ホームページをご覧ください。

◆主催

日本スポーツ法学会

◆問い合わせ先

事務局長 岡村英祐 (okamura@taiyo-law.jp)



会報編集担当からのお知らせ

当学会の会報では、会員の皆様からの投稿文を募集しています。

方針は、「会員の顔が見える、会員がアウトプットできる場」です。

① スポーツ法に関する論考 2000 字以内（画像スペース込）

② スポーツに関する記事 1000 字以内（画像スペース込） 随想、スポーツ観戦記、好きなスポーツの話など何でもけっこうです。

いずれも、タイトル、所属・肩書を付記し、顔写真（任意）を添付してください。原稿の送付先は別途メーリングリストでお知らせします。

そのほか、こんな研究会をはじめました、いっしょに視察に行きませんかなどの告知もご連絡ください。

67 号（12 月発行予定）の締切は 9 月末日です。

会員資格を有する方ならどなたでもけっこうです。皆様の積極的なご応募をお待ちしています。